様式第三十三(第二十三条第一項関係) (日本工業規格A列4番)

(第一面)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

工事着手前に提出

令和 ○年 ○月 ○日

津山市長 殿

届出者の住所又は 主たる事務所の所在地 届出者の氏名又は名称 代表者の氏名

 ○○県○○市○○町○-○

 ○○株式会社
 代表取

 代表取締役
 津山
 太郎

 締役印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定により、建築物エネルギー 消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違 ありません。

【申請の対象とする範囲】

- ☑建築物全体
- ☑建築物の一部(住戸の部分)
- □建築物の一部(非住宅部分)

(本欄には記入しないでください。)

受付欄			認定番号欄			決 裁 欄
年	月	日	年	月	日	
第		号	第		号	
係員印			係員印			

[建築主等に関する事項]

【1.建	築主】							
【イ.	氏名のフリガナ】	OO117	<i>"シキ</i>	カ・イシャ タ・イヒョウ	ケトリシマリヤク	ツヤマ	夕口ウ	
【口.	氏名】	00株3	式会	社 代表取締	後 津山	太月	<i>₹</i> /3	
【八.	郵便番号】	000-	-0	000				
【二.	住所】	00県(<i>)</i> C	市〇〇町〇一	0			
【ホ.	電話番号】	000-	-0	00-0000				
【2. 代	理者】							
【イ.	資格】	(— n	級)建築士	(大臣)	登録第 🤇	000号
【口.	氏名】	設計	Ð	大郎				
【八.	建築士事務所名】	(一流	烫)建築士 (岡山県) 矢	中事登録第	0000号
【二.	郵便番号】	000)-C	0000				
【ホ.	所在地】	00県	10	O市OO町O-	-0			
[^.	電話番号】	000)-C	000-0000)			
【3. 設	計者】							
(代表と	なる設計者)							
【イ.	資格】	(— //	級)建築士	(大臣)	登録第 🤇	000号
【口.	氏名】	設計	次	郎				
【八.	建築士事務所名】	(一流	烫)建築士 (岡山県) 矢	中事登録第	0000号
		(株) (00,	設計事務所				
【二.	郵便番号】	000)-(0000				
【ホ.	所在地】	00県	10	O市OO町O-	-0			
[^.	電話番号】	000)-C	000-0000)			
[F.	作成した設計図書] すべ	TO.)設計図書				
(その他	[の設計者]							
【イ.	資格】	()	建築士	()登録第	号
【□.	氏名】							
【八.	建築士事務所名】	()	建築士事務所	() 矢	中事登録第	号
【二.	郵便番号】							
【ホ.	所在地】							
[^.	電話番号】							
[F.	作成した設計図書	-]						
【イ.	資格】	()	建築士	()登録第	号
【口.	氏名】							
【八.	建築士事務所名】	()	建築士事務所	() 矢	中事登録第	号
【二.	郵便番号】							
【ホ.	所在地】							
[^.	電話番号】							
[F.	作成した設計図書	F]						
【イ.	資格】	()	建築士	()登録第	号

【ロ.氏名】 【ハ.建築士事務所名】()建築士事務所()知事登録第	号
【ニ.郵便番号】【ホ.所在地】【ヘ.電話番号】【ト.作成した設計図書】	確認	請をした(する予定の)市 認検査機関を明記(指定確 合は所在地も明記)	
【4.確認の申請】 ☑申請済 (<i>(株)○○指定確</i> (□未申請 ()	認検査機関 岡山県〇〇i	/)	
【5. 備考】 <i>○○ビル新築工事</i>	物件・工事名称を明記して		
適合証 株式会社△△△)	<i> 固合祉番号() () () () () () () () () () () () () (</i>	-000	

事前審査を受けた場合は、判定を受けた機関の名称と 適合証の番号を明記してください

建築物エネルギー消費性能向上計画

頃 〔建築物に関する事項〕	確認申請と整合
【1. 地名地番】 <i>津山市〇〇町〇-〇</i>	
【2. 敷地面積】 <i>1,500.00</i> m²	
【3. 建築面積】 800.00 m²	
【4. 延べ面積】 <i>1,600.00</i> m²	
【5. 建築物の階数】 (地上) 3 階 (地下) 0	階
【6. 建築物の用途】□一戸建ての住宅 ✓共同住宅等 □非住宅建築物 □複合建築物	
【7. 建築物の住戸の数】 建築物全体 10 戸 認定申請対象住戸 10 戸	
【8. 工事種別】 ✓ 新築 □増築 □改築 □ 増改築等の場	場合で、既存部分が法施行 に存している場合
【9. 構造】 <i>鉄筋コンクリート</i> 造 一部 造	
【10. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】 □有 ☑無 竣工年月日 年 日 竣工	
【11. 建築物の構造及び設備の概要】4地域:旧阿波村別添設計内容説明書による5地域:津山市内全域(旧阿波村)	余く)
【10 数火子又抽样の区八】 「抽屉	開放された開口部の面 1/20以上を有する空間
【13. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の 【イ. 新築】 (1,600.00㎡) (1,600.00㎡) 【ロ. 増築】 全体 (㎡) (㎡)	の床面積)
【ハ. 改築】 全体(m²) で「建築物全体 ひ築部分(m²) 住宅部分)」を	申請の対象とする範囲】 」「建築物の一部(非 選択した場合記入
【14. 建築物のエネルギー消費性能】 1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 (1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □基準省令第10条第1号イ(1)の基準 □基準省令第10条第1号	モデル建物法 イ(2)の基準
年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値	M.J/(m²・年))

〇モデル建物法の場合 BPIm

	□国土交通大臣が認める方法及	びその結果			
		増改築等の場合	で既存部分が基準省令)	
	□基準対象外 ————————————————————————————————————	施行時 (H28. 4. ⁻	<mark>I)</mark> に存している場合		
	(2) 一戸建ての住宅				
	□外皮平均熱貫流率	$W/(m^2 \cdot K)$	(基準値	$W/(m^2 \cdot K))$	
	冷房期の平均日射熱取得率	19 27 - 41 H	(基準値)	
	□国土交通大臣が認める方法及	びその結果		\	
)	
	□基準対象外	* ***	エデル	建物法	
	. 一次エネルギー消費量に関する (1) 北は京港第十五は第八番第十			廷初丛	
	(1) 非住宅建築物又は複合建築物(/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \) の甘 <i>洲</i> :	
	□基準省令第10条第1号口(1)の)の基準	
	誘導基準一次エネルギー消費				
標準入力					
	設計一次エネルギー消費量	GI/年	BEI= 設計一次エ		
	B E I (びその結果	÷ (基準一次エネ		ニネ)
		O C 12 May N	(小数点第2位未満		
	(2) 住宅又は複合建築物の住宅部	分	〇モデル建物法の場	合	
	☑誘導基準一次エネルギー消費	量 <i>630.00</i> GJ/	_年 BEImを記入		
	基準一次エネルギー消費				
	設計一次エネルギー消費量	<i>610.00</i> GJ/年			
	BEI (<i>0.86</i>)				
	□国土交通大臣が認める方法及	びその結果			
)	
	(3)複合建築物				
	誘導基準一次エネルギー消費		認定に併せて、確	ጀ認申請書を提	出して
	設計一次エネルギー消費量	GJ/年	審査を受ける場合	は「有」にチ	エック
7.1	BEI ()				•
[1:	5. 確認の特例】	u.o.+# ====			
	法第30条第2項の規定による申				
	6. 建築物の床面積のうち、通常の	建築物の床面積	を超える部分】		
	- 416 to 8				
[1]	7. 備考】				
					1

(第四面)

【1. 付近見取図】		
111000000000000000000000000000000000000		
		1
	※適合性判定対象の建築物のみ記入	
	建築計画概要書と同程度のものを作成して	
【2.配置図】	ください (別紙添付 可)	

第五面は住戸毎に作成してください

(第五面)

別紙を作成した場合は、その旨を 記入(1~4 欄は記入不要)

〔住戸に関する事項〕 <i>別紙 1 による</i>	
【1.住戸の番号】 101号室	
【2. 住戸の存する階】	
【3.専用部分の床面積】 100.00 m ²	
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項	
☑外皮平均熱貫流率 <i>0.49</i> W/(㎡・K) (基準値 <i>0.</i>	$.87 \text{W/(m}^2 \cdot \text{K))}$
冷房期の平均日射熱取得率 1.2 (基準値 3	3.0
□国土交通大臣が認める方法及びその結果	
((4 地域) UA 0.75 ηA —
□基準対象外	(5 地域) UA 0.87 η A 3.0
2. 一次エネルギー消費量に関する事項	(5 起域) OA 0.67 1/A 3.0
☑誘導基準一次エネルギー消費量 86.0 GJ/年	
設計一次エネルギー消費量 70.5 GJ/年	
BEI (0.81)	
□国土交通大臣が認める方法及びその結果	
()
【5. 住戸に係る認定の申請の有無】 ✓有 □無	

第一面【申請の対象とする範囲】で「建築物の一部(住宅部分)を選択した場合にチェック

2. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

自己資金 9000万円 借り入れなし

3. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	令和	元 年	8 月	1 日
[工事の完了の予定年月日]	令和	2年	<i>5</i> 月	<i>31</i> ⊟

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 年経済産業省令・国土交通省令第 号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1)一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- ③ 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部(住戸の部分)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部(非住宅部分)」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください(複数選択可)。

3. 第二面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ② 建築主が2者以上の場合は、【1.建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- ③ 【1.建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ④ 【2.代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- ⑤ 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- ⑥ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- ⑦ 【4.確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨(申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

4. 第三面関係

① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

- ② 【7.建築物の住戸の数】の欄は、【6.建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【10. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ④ 【12. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号 イ(1)の地域の区分をいいます。
- ⑤ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- ⑥ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 (平成28年政令第8号。)第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ① 【14. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部(非住宅部分)」を選んだ場合のみ記載してください。⑤ 【13. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部(非住宅部分)」を選んだ場合のみ記載してください。
 - 「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) 申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、一戸建ての住宅の場合は「(2) 一戸建ての住宅」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分について「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に記載してください。
 - (2) 「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第 10 条第 1 号イ(1) の基準」、「基準省令第 10 条第 1 号イ(2) の基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表に掲げる数値をいう。以下⑤において同じ。)と併せて記載してください。 B P I については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。
 - (3)「(2)一戸建ての住宅」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれ基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - (4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - i)年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
 - ii) BPI 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。
 - iii) 基準対象外 基準省令附則第3条第2項又は第4条第3項の規定の適用を受ける場合を いいます。
 - 「2. 一次エネルギー消費量に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) 申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください(「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。)。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第10条第3号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2)住宅又は複合建築物

の住宅部分」に記載してください(「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。)。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第10条第3号ロの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載の上(「誘導基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。)、複合建築物全体について「(3)複合建築物」に記載してください。

- (2) 「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第 10 条第 1 号口(1) の基準」、「基準省令第 10 条第 1 号口(2) の基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。BEIについては、小数点第二位未満を切り上げた値を記載してください。
- (3) 「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」については、「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。
- (4) この欄において、「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。
- ⑧ 【15.確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑨ 【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第35条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
- ⑩ 第三面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その 他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 第四面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ② 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ③ 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

6. 第五面関係

- ① 第五面は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」を選んだ場合であって共同住宅等若しくは複合建築物に係る申請を行う場合又は第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部(住戸の部分)」を選んだ場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3.専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄において使用する用語の意義は、4. 第三面関係の注意⑦のとおりとします。
 - 「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - 「2.一次エネルギー消費量に関する事項」は「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「 \checkmark 」マークを入れた上で記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。
- ④ 【5. 住戸に係る認定の申請の有無】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部(住戸の部分)」を選んだ場合であって当該住戸について認定の申請を行う場合には「有」のチェックボックスに、行わない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 第五面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

7. 第六面関係

第六面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。